

## 研究計画検討専門委員会 委員選出と交代に関するガイドライン

- (1) 大阪大学核物理研究センター(以下センター)の研究計画検討専門委員会(以下研計委)は、核物理実験系 10 人(センター外より 6 人、センター内より 4 人)、核物理理論系 4 人、宇宙線 1 人、高エネルギー 1 人、核化学 1 人の委員により構成される。
- (2) センター長・委員長の推薦により、若干名の委員を加えることができる。
- (3) 委員の任期は 2 年で、毎年約半数を改選する。
- (4) センター外の機関に所属する核物理選出委員(実験系および理論系)は、2 期までの再選を妨げない。但し、2 期目の任期終了後 1 年間は再選されない。その他の委員は再選を妨げない。また、区分が異なる場合(センター外からセンター内など)の再任も妨げない。
- (5) センター外の機関に所属する核物理実験系および核物理理論系委員はセンターの運営委員会の委員を兼任できない。
- (6) 委員の交代に関する扱いは、以下の方針とする。
  - I. 委員の交代は、原則として年度初めに行う。
  - II. 交代後の委員(以下新委員)の任期は、交代前の委員(以下旧委員)の残任期とする。
  - III. 旧委員が選挙で選出されている場合、新委員は、旧委員が選出された選挙において、次点以降の有資格者の内最も得票の多い者とする。該当者が複数いる場合はセンター長と委員長の協議により、該当者の中から選出する。
  - IV. 旧委員が推薦で選出されている場合、新委員は、新たに推薦された者とする。
- (7) B-PAC 委員は、研計委において研計委委員の中から選出された者 5 人、センター長・委員長推薦の委員 5 人により構成される。推薦の委員は研計委委員であってもよい。研計委において研計委委員のなかから選出する 5 名のうち 1 名は、研計委が推薦する委員として研計委委員でない者を選出できる。また、議論する研究課題件数の増加や研究分野の拡大を考慮し、B-PAC 委員の定数(10 名)を必要に応じて増員できる。但し、センター内委員が半数を超えないよう配慮するものとする。
- (8) B-PAC 委員の任期は、以下の方針とする。
  - I. 研計委において研計委委員の中から選出された B-PAC 委員(以下研計委内 B-PAC 委員)の任期を 2 年とし、毎年約半数を改選する。再任を妨げない。
  - II. 研計委内 B-PAC 委員の任期が残っている者が研計委委員でなくなった場合、B-PAC 委員としての任期は継続する。
  - III. センター長・委員長推薦の委員の任期は 1 年とする。再任を妨げない。
- (9) Q-PAC 委員は、研計委において研計委委員推薦の委員 3 人、センター長・委員長推薦の委員 3 人により構成される。研計委において推薦された 3 名のうち少なくとも 1 名は、研計委委員とする。委員の選出は LEPS・LEPS2 実験メンバー以外、センター所属の者以外から行われるよう配慮するものとする。
- (10) Q-PAC 委員の任期を原則として 1 年とする。再任を妨げない。

附則

1 このガイドラインは、平成 18 年 5 月 13 日から施行する。

附則

1 このガイドラインの改正は、平成 22 年 4 月 2 日から施行する。

附則

1 このガイドラインの改正は、平成 22 年 8 月 10 日から施行する。

附則

1 このガイドラインの改正は、平成 24 年 6 月 14 日から施行する。

附則

1 このガイドラインの改正は、平成 26 年 4 月 21 日から施行する。

附則

1 このガイドラインの改正は、平成 28 年 8 月 19 日から施行する。

附則

1 このガイドラインの改正は、平成 29 年 4 月 12 日から施行する。

附則

1 このガイドラインの改正は、令和 3 年 7 月 30 日から施行する。

附則

1 このガイドラインの改正は、令和 3 年 9 月 7 日から施行する。